

平成30年第3回飛騨市議会定例会議事日程

平成30年6月21日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第92号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第3	議案第93号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第4	議案第94号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第5	議案第95号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第6	議案第96号	財産の取得について（繁殖牛舎）
第7	議案第97号	財産の処分について（繁殖牛舎）
第8	議案第98号	財産の取得について（繁殖牛舎、堆肥舎）
第9	議案第99号	財産の処分について（繁殖牛舎、堆肥舎）
第10	議案第100号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
第11	議案第101号	飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について
第12	議案第102号	市道路線の廃止について
第13	議案第103号	市道路線の認定について
第14	議案第104号	平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）
第15	議案第105号	平成30年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）
第16	議案第106号	平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）
第17		一般質問
第18	議案第107号	飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第92号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第93号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第94号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第95号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第96号	財産の取得について（繁殖牛舎）
日程第 7	議案第97号	財産の処分について（繁殖牛舎）
日程第 8	議案第98号	財産の取得について（繁殖牛舎、堆肥舎）
日程第 9	議案第99号	財産の処分について（繁殖牛舎、堆肥舎）
日程第 10	議案第100号	飛騨市観光施設条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第101号	飛騨市都市公園条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第102号	市道路線の廃止について
日程第 13	議案第103号	市道路線の認定について
日程第 14	議案第104号	平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）
日程第 15	議案第105号	平成30年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第1号）
日程第 16	議案第106号	平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）
日程第 17		一般質問
日程第 18	議案第107号	飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて

○出席議員（１３名）

１番	仲井澤	谷端	丈浩	吾二朗
２番	住森	田	史清	美要
３番	中德	村島	健純	吉次
４番	前中	川嶋	文国	博則
５番	洞野	口村	和勝	彦憲
６番	欠高	原谷	邦寛	員子
７番	葛			徳
８番				
９番				
１０番				
１１番				
１２番				
１３番				
１４番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都湯	竹下	淳明	也宏
副市長	沖福	之畑	康幸	子博
教育長	御柏	田洗	裕	己行
代表監査委員	東柚	手木	雅藤	司誠
理事兼企画部長	大青	佐原	達俊	也司
会計管理者	泉青	坪垣	利孝	匡則
総務部長	佐藤	原木	哲	哉貢
市民福祉部長	清水	藤水	順廣	一之
環境水道部長	坂洞	場口		
農林部長				
商工観光部長				
基盤整備部長				
病院管理室長				
教育委員会事務局長				
消防長				
財政課長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	水赤	上谷	雅真	廣子
書記				

平成30年第3回 飛騨市議会6月定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

質問者 10名

No.	質問者	質問事項	備考
1	1 洞口和彦	1. 飛騨市における危機管理について ① 危機管理課での取り組みの重点は。 ② 「わが家の防災」「古川・神岡洪水ハザードマップ更新」の主な変更点は。 ③ 高木教授の市長密着における業務の在り方は。 ④ 公務中の公用車の交通事故について。 2. クリーンセンターの運営について ① クリーンセンター運用の現状は。 ② 広域利用の対応について。 ③ クリーンセンター火災損害の調停の現状と今後の課題と問題点は。	20日 (水) 午前
2	2 野村勝憲	1. 飛騨市のガバナンス・マネジメント体制について ① 養護老人ホーム「和光園」整備事業について。 ② 農林水産省がすすめる「農泊」について。 2. 指定管理3施設とひだ宇宙科学館カミオカラボについて ① 指定管理3施設の全国公募について。 ② 飛騨古川味処施設について。 ③ 飛騨古川まつり会館について。 ④ 飛騨市道の駅宙ドーム神岡について。 ⑤ ひだ宇宙科学館カミオカラボについて。	20日 (水) 午前
3	3 中嶋国則	1. 小中学校の学期の見直しについて ① 県下の市町村の小中学校の2学期制の実施状況は。 ② 3学期制と2学期制のメリットとデメリットは。 ③ 導入時期はいつから。 ④ 周知と手順について。 2. 朝霧街道の交差点に信号機設置を ① 笹ヶ洞区内の県道交差点に設置を。 ② 中野区内の県道交差点に設置を。 3. 飛騨牛研修・繁殖センターについて ① 年度別飼育計画頭数は。 ② 年度別事業費と年度別補助金は。 ③ 環境対策は。	20日 (水) 午後
4	4 森要	1. 民間による「みんなの居場所づくり」の支援について ① 運営経費支援の概要と積算根拠は。 ② 施設整備支援の概要と他の補助制度との整合性はあるのか。 ③ 今回の補正の事業の周知はどのようにするのか。 ④ 子供居場所づくり事業の利用実績と園児の利用について。 2. 宮川の地域資源を活用した里山体験事業の推進について ① 本事業の概要について。 ② 既存の施設との関連はどうか。 ③ 仕組みづくりと体制整備後の展開について。 ④ 施設整備事業の国の事業採択の可能性と今後の市の対応について。	20日 (水) 午後
5	5 住田清美	1. 子どもの安全対策について ① 登下校の安全について。 ② 身を守る対策について。 ③ 防犯カメラの設置について。 2. 屋外看板の設置について ① 屋外看板設置の理念。 ② 看板の管理について。 3. 若宮駐車場の利用について ① 利用形態について。 ② 職員駐車場の確保について。 ③ 駐車場の環境整備について。	20日 (水) 午後

平成30年第3回 飛騨市議会6月定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

質問者 10名

No.	質問者	質問事項	備考
6	1	中村健吉	21日 (木) 午前
7	2	井端浩二	21日 (木) 午前
8	3	澤史朗	21日 (木) 午後
9	4	前川文博	21日 (木) 午後
10	5	仲谷丈吾	21日 (木) 午後

(開会 午前 10 時 00 分)

◆開会

◎議長 (高原邦子)

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長 (高原邦子)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 8 条の規定により 14 番、葛谷議員、1 番、仲谷議員を指名いたします。

◆日程第 2 議案第 92 号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
から

日程第 16 議案第 106 号 平成 30 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算
(補正第 1 号)

日程第 17 一般質問

◎議長 (高原邦子)

日程第 2、議案第 92 号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから
日程第 16、議案第 106 号、平成 30 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算
(補正第 1 号) までの 15 案件につきましては会議規則第 35 条の規定により一括して
議題といたします。

15 案件の質疑とあわせて、これより日程第 17、一般質問を行います。それではこれ
より順次発言を許可いたします。最初に 6 番、中村議員。なお質問中資料の使用願いがで
ておりますので、これを許可いたします。

〔6 番 中村健吉 登壇〕

○6 番 (中村健吉)

皆さん、おはようございます。本日のトップバッターとして質問させていただきます。
少しだけ複雑な気持ちで質問にあたらせていただきます。私は飛騨市内の県立公園の管
理対応と、小中学校の 2 学期制改変の 2 点についてお伺いをいたします。

まず最初に市内の県立自然公園の管理対応について、お伺いいたします。

先の平成 30 年 6 月 8 日、議員の管内視察で神岡町の「高原諏訪城趾」を訪ねました。
私自身はじめて行ったのですが、その史跡に感動いたしました。江馬氏の大規模な山城跡
ですが、形態をはっきり残し、天守跡からの神岡市街傍観は、数世紀前の城主になったよ
うな気分になりました。

また、城趾に据えられた巨大な記念石碑や、鉄道線路を利用して作られている休憩所の柱などに、地域住民がいかにかこの「史跡」を大切にしておられるかを伺い知ることができました。飛騨市には、多くの埋もれた財産があると市長はよく言われます。本当にその通りだと思います。飛騨にはあふれる「天恵物」があります。ホームページで飛騨市紹介資料を見ると、そこには飛騨人が営々と守り続けてきた「伝統」と「美」が輝いています。その「光」を再確認し、未来に向けて保護していくことが市民の「誇り」となり、その「光」を探し求めて人々が訪れるのが、これからの飛騨市の「観光形式」なのではないかと思います。

かつての「さくら」ブームとは違い、アニメ「君の名は。」で示された聖地巡礼というスタイルは、そのことを明確に証明していると思います。

世界中から訪れる観光客に新規に見栄えし、喜ばれる施設をつくり、名産品を開発して外貨を獲得することも観光事業として大切なことですが、それだけでは今後の飛騨市の観光が発展するとは思えません。本当に市民が誇りに思い、大切に守っている環境を見直し、保護することが、最も重要な基礎になると思います。そしてそのことは、60年以上も前から飛騨では行われて、多くのふるさとを愛する方々がそれを行っていらっしやったのではないかとも思っております。

それで私は「県立自然公園」の保護対策の重要性を考えます。具体的に「奥飛騨数河流葉県立自然公園」内の「数河高原」の施設を取り上げます。数河高原については以前、野村議員も何度か提案質問をされましたが、私は現実に存在する施設を挙げて質問いたします。

現在、岐阜県には、15の県立自然公園があり、飛騨市に関わる公園は「中部山岳国立公園」、「天生県立自然公園」、「奥飛騨数河流葉県立自然公園」の3カ所であります。「奥飛騨数河流葉県立自然公園」は、岐阜県公式ホームページの公園案内説明で概要にこう記入されております。「高層湿原植物群落を中心とした自然環境を誇り、四季を通じ日本アルプスの展望、休憩、散策、野営場として利用されています」また、公園の見所として「数河高原」、「流葉山ブナ林」、「高層湿原」、「ニコイの大滝」が紹介されています。「数河高原」は国道41号線で最高地の海拔897メートル。「数河峠」周辺を指しています。現状はどうでしょう。

5月下旬の休日のことでしたが、3人の高齢者、男性1名・女性2名が数河峠の池「菅生池」を訪れていました。古川町出身の彼らは、高山市から軽自動車に来て山菜摘みの後、木陰でポット持参の野点を楽しんでいました。私もお相伴にあづかったのですが、そのときの語らいの中で彼らからこう言われました。

「私達の青春時代に、この高原は美しい場所だった。遠足で来たこともあった。何回も仲間とハイキングに来たし、キャンプもやった。北アルプスも白山も見える。歳をとってからは、山菜を毎年採りに来た。とにかく本当に楽しい、美しい公園だった。今でも仲間に声をかけて時々こうして遊びに来ている。やはりここの風は気持ちがいい。それにして

もここは随分荒れてしまった。」

土砂が堆積し浅くなり、茶色く濁った池。中の小島。周辺の自然環境も変化し、ハッチョウトンボやヤマトイワナがすんだ周辺湿地の無数の湖沼は埋め立てられ、ササユリの群生地も消えてしまいました。

飛騨市を訪れる観光客が求める光の、一番接しやすい場所はもう何年も放置されたままになり、頻繁に峠に来て水汲みをされる人も自然公園と気づかないような状況になっております。

県立自然公園の数河高原にある施設の管理は、どこが行うのでしょうか。飛騨市としての関わりはどこまでなのでしょう。

いま一度、求められる観光を研究し、過去多くの市民が守り育てた飛騨の誇りである光をしっかりと掘り起こし、まず市民の喜びにつながる公園の復活を要望する思いで、伺います。

1つ、数河高原の施設管理はどこが行うのでしょうか。2つ目、飛騨市として現状の現状の数河高原「菅生池」周辺の環境整備は可能でしょうか。3つ目、市内自然公園の保護管理について、飛騨市の認識をお聞かせください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。（「議長」と呼ぶ者あり）

※以下、この「議長」と呼ぶ者の表記は省略する。

〔商工観光部長 泉原利匡 登壇〕

□商工観光部長（泉原利匡）

おはようございます。それでは、数河公園の施設管理はどこが行うかについてお答えします。県内の県立自然公園は、自然公園法及び岐阜県立自然公園条例に基づき岐阜県が指定している自然公園で、優れた自然風景を保護するため各種の行為が規制されている地域であります。この自然公園内は特別地域と普通地域に区分され、中でも特別地域は特別保護地区、第1種から第3種の特別地域に区分されています。この特別地域に指定されている地域では、工作物の新築や土砂の採取、土地の形状変更や植物の採取など、さまざまな行為をする場合は、岐阜県への許可申請が必要となっています。

そこで、ご質問の数河高原についてですが、奥飛騨数河流葉県立自然公園総面積2,959ヘクタールの中に含まれており、そのほとんどが私有地であります。したがって、それぞれの土地の所有者がその土地について管理を行っていくことになるかと思われます。

次に「菅生池」周辺の環境整備についてですが、この土地は飛騨市の所有でありますので、飛騨市が環境整備することは可能となります。

しかしながら、現時点においては、市として、このエリアの効果的な活用について、十分なイメージが描けておらず、環境整備についての検討は行っていないのが実状であり、今後改めて検討していきたいと考えております。

なお、この菅生池周辺の土地については第3種特別区域に指定されていますので、さま

さまざまな行為を行う場合、岐阜県の許可申請が必要となります。

最後に市内自然公園の保護管理について、飛騨市の認識についてお答えします。

市内の県立自然公園は、この奥飛騨数河流葉県立自然公園と天生県立自然公園がありますが、この2つの県立自然公園の全てを市が保護管理をしようとすることは、私有地が多いことに加え、面積も広範になることから、現実的ではないと考えております。

しかしながら、これまで県立自然公園内においては、保護の確保と利用の促進の2つの観点から、保護すべきエリア、施設の整備を行い利用を促進するエリアなどに区分して、全体的に調和の取れた姿を計画的に整えるよう努めております。中でも、観光資源として広く訴求できる池ヶ原湿原や天生湿原などについては、特に注力してきたところです。

数河高原地区については、先ほど申し上げたように、現時点において、どのように利用をしていくかについての検討ができておらず、今後どのように資源を活かせるかなど改めて考えてまいります。

〔商工観光部長 泉原利匡 着席〕

○6番（中村健吉）

納得いたしました。じつは、私きょうあの複雑な気持ちでここに質問したんですが、発言通告書の中で、現在の数河高原の菅生池周辺がどういう状態になっているかということ細かく書いていたのですが、その1週間経ったら私が取り上げた「ここはこうなっている、こうなっている」というところが全て改善されていました。今ほどお話いただいたように市有地、ここの場所が市の所有物であるということから早速に対応していただいたものというふうに感謝はしているんですが、中でもこの自然公園内について、やっぱりその中の建物については、所有者、土地所有者、地権者、そういった方々がやるものということから観光事業そのものはかなりそこに住まう人たちのやっぱり思いとか努力、守ろうとする、そういう力が大きいのではないかと改めて思った次第であります。資料として、きょうお持ちしたものを見ていただきたいと思います。

1つは、「飛騨古川ふるさと文芸祭」の作品集です。これは、飛騨古川に在住の方、飛騨古川へ観光でいらっしゃった方、その方たちがその風土、人情そしてさまざまな出会いについて、こういう感想をもったという俳句と短歌とそして随筆を送っていただき、それを審査し、まとめたもので、かつて数年間継続して行われました。みやげものではなく、このふるさと古川のイメージ、飛騨の自然含めてですが、それを旅人がどのように受け止めて、そして愛して下さったかというその作品集であります。

次、CDですが「もうじき春やぜな」と武満徹さんの「精霊の庭」さらには「飛騨やんさ」、古川の四季では「ぜんぜのこ」、そして起し太鼓の録音。これが2,000部、2,000枚も発行されておりました。ここに思いをよせる、古川に思いをよせる、飛騨に思いをよせる方々がそれを手に入れ、そして懐かしくそのふるさとを思い出し、改めて守ろうという気になっていただいたものだと思います。

「ふるさとへの恋文」という本が発刊されております。全国的にもう古川を超えて、ふ

るさと、それに対する皆さん方の思いを本当に心の底から愛する思いを短い文章にまとめ、全国から2, 348の応募があり、その中で審査し、125通をまとめた、この本があります。この「ふるさとへの恋文」についてはちょうど天生峠が開通したというところから飛脚便で東京からふるさとを愛する皆さんが一緒になって走って古川まで飛脚をやったというイベントもあります。

CDです。「ふるさとに愛と誇りを」。当時の南古城、宮川・河合・古川・国府、そこに住まう人々の日常を記録し、そしてそこで人々がどのような活動をし、どんな思いでいるか。獅子舞の録画、起こし太鼓、安国寺、そして宮川・河合のそれぞれの風物、それがナレーションと美しい音楽で発行されたものです。この中に私も当時大学生でしたが、若者として登場しています。

何よりもすごいのは、「ちいさな町の大きな夢づくり」という、この本です。これは、本当にいま60年前からまちおこしに携わった方からバイブルとされている思いのまとまったものではないかと思います。村坂有造さんが過去にあったいろんなできごと、そしていろんな思いをつづったもので、そこにはいまでも多くの方が若いとき、どんな思いでこれを、このまちを、この地区を、飛驒をふるさとを愛していったかというその熱い思いの足跡が記載されています。

なぜこんなことを言ったのか。たしかに県立公園は私有地、個人のもので成り立っているものがあるかもしれません。しかし、それを支えているのは、現在の例えば「小島城址」にしてもここ数十年にわたって地元の人たちがボランティアで草刈りをした。守っていた。そういった思いがメインになるものだと思います。それこそがこの飛驒を訪れる観光客の求める姿であるということは先ほど申しました。今後、新しいものをつくる、その新しいものというのが、過去に努力された方々のその思い、その夢、愛する心、それをもっともっとしっかりとしたかたちで観光客に見ていただけるようなそんなものの支援をぜひ市としてやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。考えをお聞かせください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私もいまルール、議員からご紹介ございました。私も結構目を通してものがあって、手元にも置いておまして、同じような思いで聞かせていただいたんですが、やはりまちづくりというのは、本当に今議員もご紹介なったように地域の人たちがその自分のまちをこういうふうにしていきたいと、よくしていきたいという強い思いがあって、それが多くのいろんな人たちの心を動かして、力にしていく。それで成り立っていくものだという私自身もそういう考え方を持っておりまして、行政が予算をつけて主導し、そして何かをこしらえていくということももちろん大事なときもありますけれども、特に飛驒市のまちづくりというのは、市民の皆さんの強い思いで成り立ってきたというそういう歴史が

ある。しかも非常に民度の高いまちですから、まさしくそれがこのまちを支えてきたとまったく同感の思いであります。その意味では、かつていまでも、そうしたまちのまちづくりに対する思いを持った方々がずいぶんおられるわけでありますけれども、かつてに比べるとややかたちになって出てくるものが少なくなっているのではないかという思いがあって、潜在的にこの地域にある強いまちづくりへの思いというものをかたちにしていこうというのが私自身の市政のひとつのテーマであると、このように位置づけておまして、その意味では、いままちづくり応援のためのこれは助成金というひとつの制度がありますが、きっかけづくりでありますし、ひだプラスというような組織をつくりながらいろんな取り組みをする。また議員もご紹介になりましたが、小島城の整備委員会、それから高野の千本桜の委員会、そのほかにまちの中にいろんな取り組みをしておられるグループがあります。そうしたことを私も含めて市が丁寧にひとつひとつ応援をさせていただく中でかたちになってくるのではないかというふうに思っておりますし、またそうした活動を子どもたちが見ることによって自分たちもこういう活動をしたいというような思いをもった子たちがでてきてくれる。それがまた飛騨市の財産になってくるというふうに思っておりますので、まさしくそうした思いの中で、市の取り組みを進めていきたいと思ひますし、かつてこれだけの大きなまちづくりの資産がそして、ああいう人たちが残してくれた大きな財産があるわけですので、そうしたことをまた紹介し、受け継いでいく中でも次の活動がうまれてくるのではないかということに期待しております。本当にいろんな活動が行われておりますし、いままちの中でも例えばつるしかぎりの活動でありますとか、そうした新たなまちの魅力づくりにつながるものもでてきておりますので、いろんなかたちで応援をしていきたいと思ひているところでございます。

○6番（中村健吉）

市長からそういうふうに言っただけのものに期待しながら、たぶんこう答えていただけたらと思うながら、いまお話の中にありました「若い、小学生を含めて、幼稚園児を含めて、若い人たちがこのまちについてすごく前向きに大事にしたい。愛するという気持ち」が最近でているのではないかと思います。また河合・宮川・神岡・古川、それぞれ青年たちが「自分たちのまちを何とかしたい。もっといいところを見つけよう」というそういう動きがあるような気がします。それが具体的に現れています。この飛騨市じゃないところからもこのまちのファンになったと言ってわざわざ土日、休みのたびに来て、若者たちの活動に参加する、そんな若者もいます。遠くにいる、この間も関東飛騨市会へ行ってきましたが、ふるさとから出た人にとって自分のルーツ、そしてそこにあることはものすごく懐かしいものであり、それがどういうふうになっていくかということは、いつも気にしている。そう言われました。どうかこれからもこの姿勢でもって愛と誇りをというかたちでの観光開発並びに応援というのをお願いしたい。生意気な言い方ですけども、お願いしたいと思ひます。

それでは次の質問に伺います。

飛騨市内小中学校の二学期制変革問題についてですが、この問題は昨日中嶋議員が質問され、きょう私行いますが、この後仲谷議員も同じように質問されます。期せずして、この「なか」のつくこの3人が同じ質問で接するわけなんです、これはモリカケ問題じゃなくて、この問題がいかに未来、将来に対して大切なものであるかということをもみんなが抱いている。市民も抱いているということで、理解していただきたいと思います。

去る6月9日ですが、神岡町公民館で開催された本年度の「飛騨市少年の主張大会」で、市内小中学校の代表17名がそれぞれの観点から、みずからの未来を、ふるさとの自然・人間・現状等の関わりでどの様に切り開いていくかを堂々と発表しました。前にも申しましたが、この発表会は彼ら小中学生の主張だけでなく、飛騨市民全員の未来・将来についてのみずからの指針となる、参考となることの発表ではなかったかと思っております。

先般、飛騨市教育委員会の平成30年度の学校教育要覧が発表されました。「ふるさと意識をもち学び続ける人づくり」の飛騨市の教育方針を掲げ、学校教育の方針を「ふるさとを愛したくましく生きる力を育む教育の推進」とし、具体的な多くの重点施策をまとめた内容は、過去長年にわたり研究実践されてきた「ふるさと教育」のさらなる発展を期待させるものであると思います。

しかし、今後学校教育は厳しい問題と直面していかなければなりません。中でも少子化の問題は、これまでの教育活動をそのまま継続することが不可能となる現実問題に直面しています。

また、文科省が教育改革で改変指導をなす提言は、児童生徒の成長に本当に意味のあるものばかりなのではないでしょうか。私はそうとは言えないものも過去にはあったと思います。10年に一度改定される「学習指導要領」の細目からは、次々と出される指導が現実に義務教育を受ける児童生徒に合っているものであるのかの見極めは、非常に難しいものがあると思います。

「ゆとりと充実」から「確かな学力の向上」へと重点がシフトされ、「学力向上」、「道徳教育」、「外国語活動」、「生徒指導・教育相談」、「特別支援教育」、「保小中連携教育」、「人権教育」、「特別活動」、「進路指導」、「健康教育」、「郷土教育」、「総合的な学習の時間」、「情報モラル教育」、「図書館教育」、「防災教育」、「学習環境整備」云々。児童生徒と教師は、学校で展開されるこれら盛りだくさんの施策全てと、より深く関わっていかなければなりません。保護者はもちろん我々もそれに無関係ではられません。

現代の児童生徒は、これまで誰も経験したことのない「学校義務教育」の中に組み込まれております。未来を開拓し、将来を支える社会人としての成熟を期待され、高齢化社会の支え人を期待されています。

その彼らに今、私たち大人が教育問題とどう関わるかは、真剣で大切な課題です。十数年前、日本修学旅行協会の視察研修に参加し台湾を訪問したことがあります。そこで研修したかの国の教育事情に愕然とした経験があります。

例として、生徒は中学校卒業までに母国語以外に2カ国語をマスターしなければなら

ないことでした。台湾では、将来社会人として生活するために、つまり大人として「生きるため」にそのことは必須条件なのだそうです。語学の学習について我々日本人との意識の差を思い知らされました。

また、中学卒業時には、大人になってからの進路を決定する全国一律の「学力考査」も行われていました。生徒が日ごろの学習に要求される姿勢の厳しさを知りました。

さらに、懇意になった教育関係者から、「大学進学」についての意見を聞かされました。「日本の親は、なぜ将来の進路設計も立てられない自分の子を大学に行かせるのか。生活に必要な資格を得る勉強の目的を持たせないまま、大学に行かせるのは親の責任放棄ではないか。」

私は言葉がありませんでした。台湾の教育事情は、日本のそれとはかなりの差がありました。

小中学校の学期制の改変については、さまざまな立場や価値観から多くの意見があり、どちらをとるにしても、一長一短の問題はあります。さらにそこへ教師の労働環境問題なども複雑に絡み合っています。

しかし、基本は、「児童生徒の確かな学力の向上を図る」ことにあり、その実現のためにどうするかが議論の基本に求められます。

これまで誰も経験していない教育環境が確実に到来する日本で、「ふるさとを愛したくましく生きる力を育む教育」の実現のために、飛騨市では小中学校の二学期制変革問題について、今後どのように市民に説明し、理解を求めていくのか、展望をお聞かせください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

たくさんの皆様に関心を持っていただいて、本当にありがたいことだと思っております。それでは、議員ご質問の飛騨市小中学校の2学期制変革についてお答えさせていただきます。議員が今ご指摘がありましたように、これからの社会の変化というのは、今生きている人たちの予想を超えと言われております。いま現在学校で学んでいる児童生徒は、その次世代を担っていく人達であります。その教育にあたって、平成32年度に小学校、平成33年度に中学校で、全面実施となります次期学習指導要領は、「社会の変化に主体的に向き合い、みずからの可能性を発揮しながら、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる人を育てる」ことを目指して、「主体的・対話的で深い学び」と「社会に開かれた教育課程」の視点から改訂されます。

これはつまり、これからの社会を生きる子どもたちに必要なのは、受け身の学びではなく、目的を持って学習にむかい、調べたり試してみたり、他の人の考えを聞いたり、一緒に働いたりしながら、より深く理解したり、新たな考えを見出したりするそういう学びであるというわけです。そしてそれは、学校だけでなく周りの社会とのつながりの中でなけ

ればならない。この学びの具現には、学校と家庭、そして地域が目標を共有し、より強く連携・協働することが重要だと考えております。

飛騨市におきましては、学校教育の方針を「ふるさとを愛したくましく生きる力を育む教育の推進」として、地域と連携したふるさと教育と個に徹する指導を中心にして、よりよい未来の創り手となるために必要な「たくましく生きる力」を育んできております。子どもたちは、たいへん落ち着いて学習に向かい、行事や生徒会活動にも力一杯取り組んでいます。先ほど議員の話にもありましたような、たいへんすばらしい考えを持って主張する児童生徒もおります。しかし全体的には、みずから求めて学ぼうとする意欲にはまだまだ課題があるように見られます。

こうした中、飛騨市の各学校では、目標達成に向けた努力を主体的に継続するような「学びのサイクル」というものを構築することで、児童生徒の主体的な学びを向上させようとして取り組んできておりますが、中嶋議員のご質問で答弁しましたように、現行の3学期制では「長期休業の学びづくり」と取り組みの重なりなどの課題を感じている学校が少なくありません。

長期休業は、先ほど話しました「主体的に学ぶ力」を身につけたり、「学校での学びを実生活で活用する力」をつけたりするのに絶好の機会でございます。2学期制は、教師が児童生徒にしっかり向き合って計画をたてたり、家庭や地域との連携を図って目的を共有したりすることができやすく、この学びの効果を上げるのではないかと考えております。また、学習と生徒会行事等とのリズムを整えることで、メリハリのある教育活動を仕組むことができまして、主体性向上の効果が期待できると考えます。

ただし、小学校・中学校という違いや、併設校という設置状況もございます。地域とのつながりなど行事をいろいろ行っているところもございます。それぞれの教育効果も異なると考えますので、各学校の選択にしたいというふうに考えております。最も大切なことは、この検討をしていく過程を通して学校・保護者・地域が一緒になって児童生徒の教育について考え、それぞれの役割と関わり方に意識をもつことだと考えております。

これから以後のプロセスにつきましては、中嶋議員の答弁でお答えしたとおりでございます。

保護者、地域の皆様には、いまご説明いたしましたような趣旨を含めて十分ご理解いただけるよう周知に努め、三者で「子どもたちの学び」についてよく検討し、意向を固めるように校長に指示しているところでございます。

教育委員会もその内容を十分に見極め、承認の可否を決定します。そして、児童生徒のよりよい成長に向け、学校・保護者・地域がより一層の連携・協働に努めて参りたいと思います。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○6番（中村健吉）

ありがとうございました。自分も以前、同じような職業にいたものですからつくづく思

うのは、先ほど言いましたけれども、自分たちが勤務していたその頃の学校教育と現在は完全に近いほど変化してしまっている。児童生徒たちが社会と当時むかしよりもかなり深くきつく結びつけられている、そういう状況に置かれていると。これは少子高齢化もあるのかもしれませんが。その中で、こんど18歳から成人とみなすということが決められている。むかしあったように二十歳になるまでにとか、大学を卒業するまでにとというような問題はこれから先ちょっと時代遅れになるのかなという気がしないでもありません。そうすると、この教育の問題については、2期制、3期制抜きにして、保護者の自分たちの問題として、考えなきゃいけない。中嶋議員が質問し、仲谷議員が質問し、私もやりませんが、この2学期制、3学期制という、この問題については、飛騨市の将来、日本の将来をやっぱり考えていく、親御さんたちが学校にまかせておいた子育て・学校教育というものを自分たちの問題として捉えなければいけないということのあらわれじゃないかというふうに考えます。焦ることはないと思うんです。もっとももっといろんな立場の方からいろんな条件を出していただいて、私も2期制、3期制の状態、経験しております。それぞれにいいところ、悪いところがあります。けど結果的に生徒が伸びたのは、教員が落ち着いて学校に通っていたときだったと思います。そういう意味で言うと、手前味噌ですが、かつて行っていた定時制高校などでは、本当に充実した生徒と保護者とそして教員が本当にこの子たちの成長に関わることができたという思いで過ごすことができました。今後も飛騨市においては、他がこう流れているからとかこういう状況だからというのではなくて、そういったような観点で、本当に社会を支えていく若者、未来の若い力をどうしたらこの短い期間で育てれるかということを念頭においた研究から議論をさせていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔10番 中村健吉 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で、6番、中村議員の一般質問を終わります。

次に2番、井端議員。なお、質問中資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔2番 井端浩二 登壇〕

○2番（井端浩二）

議長から質問のお許しをいただきましたので、私は大きく2つにわけて質問をさせていただきます。まず1つ目でございますが、飛騨市トレーニング施設建設について質問をさせていただきます。

全国平均高齢化率27.6パーセントに対し、岐阜県は28.6パーセント、飛騨市は38.2パーセントとたいへん高くなっております。このような状況の中、病気予防・健康寿命の延伸の重要性はますます高くなっていると考えます。高齢化という言葉はマイナスイメージで捉えられることが多く感じますが、長寿という本来喜ばれる言葉だと思

いますし、そのためにも健康寿命の延伸がたいへん大切であると考えます。健康維持にあたってはいろいろと要素があると思いますが、運動不足の解消や体力向上も必要な要素と考えます。そこで、それに伴う施設に関して質問させていただきます。現在、多くの飛騨市民が高山市国府町にあるトレーニング施設、高山市社会福祉協議会が運営をしておりますが、その施設を利用しているようですので、施設関係者に話を伺ってきました。高山市でお勤めの飛騨市民が通勤帰りに利用されるケースが多いようでございます。ただし、高山市内からの利用者も増加しているため、定員超過による利用不可になることもたびたびあるようでございます。また、トレーニング設備として、筋力増強を目的としたウェイトトレーニング設備とランニングマシンあるいはエアロバイクのように有酸素運動を目的とした比較的軽いトレーニング設備を整えてみえますが、どちらかといえば健康増進を目的とした軽いトレーニングを望むほうが多いと伺っています。このような状況において、以下の質問をさせていただきます。

1つ目、飛騨市においても以前、トレーニングジム建設の計画があり、設計まで進みましたが、現在は市長の判断によって中断している状態だと思います。2年程度経過しましたが、その間に市民の意見を聞くなどの判断材料の収集は行ってこられたかお伺いをさせていただきます。

2番目、古川町にはトレーニングセンターという建物がありますが、トレーニング器具は置いてありません。見直しも含め、今後このような計画をどのように進めていくか、現時点での市長のお考えをお伺いします。

3つ目、神岡町桜ヶ丘体育館のトレーニング室の器具整備の予算が3月議会で承認されましたが、老朽化に伴う器具交換は別といたしましても有酸素運動を目的とした設備の割合を増やすことは可能でしょうか。また、隣にある会議室等を利用して設備の増加やトレーニングがしやすいようにすることはできないでしょうか。

4つ目、軽い運動をしながら簡単な計算やしりとりを行うなど、デュアルタスクを利用した認知予防トレーニングが脳機能維持に役立つと言うことで活用されております。それを目的とした機器「コグニバイク」という器具も開発されています。パンフレットでいうとこういう感じで座ってやるものでございますが、座ってこぎながらタッチパネルを触りながら計算やあるいはクイズをするという形式の器具でございます。そのような器具が開発をされております。社会福祉関連施設等に導入を検討される予定はないでしょうか、お伺いをさせていただきます。

以上4点について質問させていただきます。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

トレーニング施設の建設につきましてのお尋ねでございます。

私からは1点目の市民の意見の件、それから2点目のトレーニングセンターの活用の件、そして3番目の桜ヶ丘体育館のトレーニング施設の件、3点私からご答弁申し上げます。

まず1点目の市民の意見を聞くなどの判断材料収集をやったかという話でございますけども平成28年度ですね。一昨年度、生涯学習課が中心になりまして、アンケートをとりました。

市民1,000人に対して、「健康・運動・スポーツに関するアンケート」というかたちで実施したところでございます。

その中でご関心のトレーニングジムがどの程度あったということになるわけですが、市内にあれば日常的に使用したいと思うスポーツ施設は何かという問いに対しまして「トレーニングジム」と答えた方が市全体でも古川町でも1位であったということでございまして、市民の中にトレーニング施設に対するニーズは高いというふうに判断をいたしております。

他方で私、市長1年目の6月議会で、「トレーニングジムの建設については時間をかけて検討していく」ということを申し上げておりました。いまその検討をしておるわけですが、状況に少し変化がございます。

その一つとしてありますのがヘルスケアビジネスを行う民間事業者、株式会社ひまわりというところでございますが、古川町内にあるリハビリデイサービス施設を夜間に開放いたしまして、実質的なトレーニングジムとして利用してもらうということが計画されております。

時期まだ未定ということですが年内にもと検討されていると伺っておりまして、サービス開始されるということになりますと古川町の市街地、これは若宮駐車場の踏切のすぐ近くになりますが、初の民間ジムが実現するということに結果としてなるということでございます。

それからまた、その後の変化の一つといたしまして名古屋グランパスエイトが「J1」復帰、ことし「J1」復帰をしておるわけですが、今度7月1日から3年ぶりに飛騨市でキャンプを行っていただきます。この際にいまの時代キャンプをするにはトレーニングジム、トレーニング機器の設置は必須であるということでございまして、いまそうしたチームからの強い声をいただいております、今後キャンプを継続的に誘致していくうえでは、宿舍やグラウンドのある黒内地区周辺にトレーニング機材を配備するということが必要になってくるということも一昨年度の段階ではなかった状況の変化でございます。

そうしたことも踏まえ合わせまして、スポーツ施設整備につきましては、これまでも申し上げておるんですが、さまざまなご要望もいただいておりますので、どのように優先順位をつけて整備していくのか。何よりも財源はどうするのかということにつきまして、全てそれを含めました「スポーツ施設整備計画」の策定を現在進めておりまして、近々委員

会を設置して検討を行っていくという状況になっております。

2点目のトレーニングセンターの活用につきましても、この中で検討していくということになるわけですが、この計画の策定ですけれども各施設の論点整理や概算事業費・財源の検討がいま終わった段階です。今月中に市民で構成する検討委員会を設置することになっておりまして、その具体的な優先順位等についてご議論いただくという段階に至っております。この結果を踏まえまして、年度内には計画をまとめたいというふうに思っておりますし、優先順位の高いものから、来年度予算に何らかのかたちで反映をしたいというふうに考えておるところでございます。

3点目の桜ヶ丘体育館の件でございます。桜ヶ丘体育館につきましても、かねてから強い要望がございます。それで、今回のスポーツ施設整備計画の中でも、重要な検討項目の一つとして位置づけておるところでございます。

女性高齢者といった一般利用者の方々からは、ランニングマシン、エアロバイク等の有酸素系器具を待望されているという状況でございますし、フロアを広くして有酸素系と筋力強化系の区画を分けて、初心者でも利用しやすい環境をつくってほしいというような声を聞いとるわけでございます。また、競技者の方からはパワーリフティング全国大会出場選手も出ておるということで、筋力強化系器具の増設をしてほしいというご要望もいただいております。

こうしたことを踏まえまして、整備のイメージとしては、計画の中での検討イメージとしましては有酸素系器具の増設と筋力強化系器具の更新整備のために、現行トレーニング室と隣接する会議室をあわせて、拡張整備するということを想定しておりまして、その前提でスポーツ施設整備計画の検討しておるということでございます。

以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

4点目のコグニバイクの福祉関連施設への導入についてお答えします。

ことし4月、古川町の金森町地内に、「リハビリデイサービスひまわり」という脳卒中後遺症の機能回復や、体力改善、転倒予防などのリハビリテーションに特化したデイサービスセンターが開所しました。

ここは理学療法士が勤務する介護保険制度のデイサービスセンターであり、当市は、開設に際し、高齢者リハビリ元気推進プロジェクトの一事業として、リハビリ機器の導入に支援を行いました。

議員が紹介されたコグニバイクは、この「ひまわり」で導入されており、理学療法士などの専門職の管理のもと、介護保険のリハビリの場で活用されています。

市では、他のデイサービスセンターなどの民間事業者の方が、この施設をご見学いただき、リハビリテーションと専門職の関与が重要であるという認識が広まることを期待しております。

いまのところ、市の福祉施設にコグニバイクを設置する予定はありませんが、このような取り組みが、民間などの施設に広がることを期待しています。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○2番（井端浩二）

いま市長や柚原部長が言われました「リハビリデイサービスひまわり」というところも私も見学に行ってきました。コグニバイクもそこにありますし、ただ、「リハビリデイサービスひまわり」の話を聞きますと、規模的にも少し狭いような感じもしますし、規模を広げたいという話も聞いておりますが、そういった意味でこんど検討委員会を開くということでございますが、市長はどのような規模のコグニバイクを、ランニングマシンを何台ぐらい入れて、どんな程度の規模を考えていらっしゃるか、いまの考えをお聞かせください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

たしかに、「リハビリデイサービスひまわり」、私も行っておりますが、やや狭いわけがありますけども、規模感についてもあわせて検討していくということで、いま現在、何が何台というようなことをここで申し上げる段階ではございません。ただ、近隣の施設の利用状況、先ほどご紹介のあった高山市国府町の「福祉の里」でありますとか、高山市の施設でありますとか、そうしたもので一定の規模感というのはできますし、それをどこに設置するかによって物理的に場所がどうとれるのか。それからそれを例えば、それを既存の建物を改修してやるのか。新たに建物を建てるのか。そのときの財源がどうなるのか。そうしたこともよっても規模感が変わってきますので、この段階で何が何台どうということをまだ申し上げる段階にはないということでご理解いただきたいと思います。

○2番（井端浩二）

ぜひ皆さんのご意見を聞きながら、規模についても、あるいは建設する場合、あるいはその場所においても十分検討していただいて、やっていただきたいと思いますし、市民の意見を聞きながらも、ぜひ進めていただきたいと思います。

そのへんのいまの「リハビリデイサービスひまわり」のコグニバイクですが、僕もちょっとやらせていただいたのですが、たいへん最初はやっぱり説明が多少していただかならんということもありまして、やっぱり関係者の説明を受けながらやるということでございますが、「リハビリデイサービスひまわり」においても1台しかないということもありますので、今後台数は増やしていく予定ではあるかもしれませんが、何とかやっぱりいまのハートピア古川あるいはそういう施設に置くことができないか、再度ちょっと考え

てもらえないか、質問させていただきます。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

コグニサイズというプログラムがあります。国立長寿医療研究センターが開発したプログラムなのですが、コグニバイクというのは、自転車のようなエルゴメーターとあと認知トレーニングを組み合わせたものがコグニバイクなのですが、コグニサイズというのは、その自転車のようなものを使わずにトレーニングをするというようなプログラムなのですが、有酸素運動と例えばしりとりのようなものを組み合わせる。足踏みをしながらしりとりを行うというようなことで、軽度認知障がい改善を目指すというようなプログラムです。このようなプログラムを地域包括支援センターのほうでは、4年くらい前から導入して、高額な器械を使わなくてもトレーニングができるというような取り組みを行っていくということなのですが、このトレーニングをするうえでは、保健師などの方がいるときに行うということで、やっぱり運動をしながらしりとりをするときにしりとりの方に頭がいてしまっていて、転倒してしまうということが間々起きる可能性があるということで、やっぱり指導者がしっかりついているときにコグニサイズを行うということでやっております。当面はコグニサイズを普及していくということで、地域包括支援センターのほうで取り組んでいきたいというふうに思っております。

○2番（井端浩二）

デュアルタスクという何か2つのことを一緒にやるということが認知予防になるということで、結構認知セミナーとかいろいろ開催されているようでございますが、そういったところで、何か足踏みをしながら計算をしたりとか、あるいはデイサービス等でそういった体操が、足踏みをしながら計算をしたり、しりとりすることをやっているか、お尋ねをさせていただきます。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

デイサービスの中では、対象者によってやられているときとやられていないときがあるというふうに伺っております。やはり運動するという部分と軽度認知障がいの方に有効ということなので、介護認定で言えば1くらいの、あるいは2というような軽度の方に有効なのかなと。なので、介護予防を中心にしていきます地域包括支援センターが行う事業の中でもっとも効果が発揮、得やすいという認識でおります。

○2番（井端浩二）

認知予防セミナーとかまたあるいはそういったことをまた考えてもらって、大いにやっていただきたいと思いますし、トレーニングジムについては、私もたいへん運動不足でございますので、この中にもたいへん大きい人もみえますので、トレーニングジムをぜひ

建設していただいて、私たちも参加させていただきますので、ぜひ考えていきたいと思っておりますので、これで1つ目の質問を終わらせていただきます。

2つ目の質問でございますが、土間付屋内運動場建設について、質問させていただきます。

平成18年に飛騨市老人クラブが中心となって土間付屋内体育館建設促進委員会が設立されました。毎年のように要望書を提出しているようですが、以前はゲートボールの方が人気があったようでございますが、現在はグラウンドゴルフのプレイ人口が多く、先月も400名の参加で大会が開催されたようです。このように高齢者の生きがいがづくりや健康寿命の延伸などが大切なことです。冬季は積雪のためプレイできません。1年を通した健康維持や生きがいがづくりが必要と考えます。神岡町のサン・ビレッジでは冬季や雨天時にグラウンドゴルフ等で利用が多いようです。また、野球のスポーツ少年団や中学校のテニス部など、利用していると聞いております。古川のスポーツ少年団も屋内運動場を望んでおります。毎年要望が出ているように古川町にも土間付屋内運動場が必要と考えますが市の考えをお伺いさせていただきます。

1つ目、以前に簡単な平面図もあるようですが、今後この計画要望はどのようにしていくのかお伺いさせていただきます。

2つ目、前の質問でさせていただいたトレーニング施設とこの土間付屋内運動場と一緒に考えて計画することはできないか、質問をさせていただきます。

以上、2点について質問をさせていただきます。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

土間付屋内運動場建設につきましてのお尋ねでございます。この土間付体育館でございますが、議員もふれられましたけども、飛騨市シニアクラブ連合会から10年以上にわたって非常に強い要望をいただいております。また、私自身も機会あるごとにその強い願いというのを伺っているところでございまして、その他にも市民の皆様方からもお声をいただいております。

具体的な内容として言いますと、例えば、「天候に左右されることなくグラウンドゴルフを楽しみたい」というようなお声がございますし、冬ですね。「冬、安全に運動を行いたい」というお声がございます。また、「公式コースが確保できる広さがほしい」というようなお声もございますし、「スポーツ少年団や中学校部活動」の、これも冬ですが、「冬季の練習場として活用したい」さらには、「消防の操法の練習場としても使えないか」というような声もあるわけでございます。

市といたしましては、冬季の高齢者の体力低下、閉じこもりを防ぐ、そして健康寿命を延伸する。また、いま申し上げましたように、スポーツ少年団や部活動の屋外スポーツの

冬の練習機会を提供するというような意味で、整備効果が高い建物ではないかいうように位置付けておるわけでございまして、先ほど申し上げましたスポーツ施設整備計画の中で検討を行いまして、しっかりと位置づけていきたいと考えております。

平面図についてお触れになったわけですが、この中では、40メートル掛ける60メートルという広さの建物が想定されておまして、この規模で概算をいたしますと2億数千万円の事業費になるということでございます。どうしても雪の心配がありますので、落雪式の屋根にするということになってきますと、結構費用がかかってくると、こういうことでございます。そうした中で、いま検討を進めていくという段階にあるわけでございます。

それで、ご提案のトレーニング施設と土間付屋内運動場を併設できないかという話でございまして、現在のスポーツ施設整備計画の策定の中におきましては、いまのところは別の整備ということを前提に検討しておるところでございますけれども、そのあたりにつきましても改めてこの策定の中で議論していきたいというふうに考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○2番（井端浩二）

前向きな答弁、ありがとうございます。神岡にも2つほど屋内運動場がありまして、古川にも1つはあるんですが、この古川町内のほうにないということで、ぜひやはり特に飛騨地方には雪が多くて、冬運動ができないということもありますので、ぜひとも古川町内に建てていただいて、また検討していただきたいと思ひますし、またその検討委員会の中でさっき言われましたトレーニング施設も含めて、考えていただきたいと思ひますので、そのへんをお願いして私の答弁を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔2番 井端浩二 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で、2番、井端議員の一般質問を終わります。

次に午後に予定しておりました3番、澤議員の一般質問を行います。3番、澤議員。

〔3番 澤史朗 登壇〕

○3番（澤史朗）

通告書に従い、質問をさせていただきます。

今回突然死に対するその遺族及び関係者に対する支援策についてお伺いをいたします。先日の全員協議会で市民福祉部より「自殺対策計画」について説明を受けました。飛騨市内で平成22年から平成29年までの8年間の間に53人の方がみずから命を絶っていることに驚かされました。事業不振や過労などの仕事上の原因や介護疲れ、またその両方が同時に起こり生活苦となり、うつ状態になるケースが多く、事前に相談できる場所がなかったのか非常に残念な思いです。市の使命として市民の命と財産を守ることが非常に大切なことですので、この計画策定に向けてスピーディかつ慎重にしっかりと取り組

んでいただきたいと思います。

この話を聞き、この自殺のような突然死が飛騨市内でどれくらいの件数があるのかを飛騨警察署で聞いたところ、飛騨署管内で平成25年から平成29年までの過去5年間で計171人の方が亡くなられておりました。このうち109人の方がいわゆる心臓であるとかといった心筋梗塞などのような病死ですけれども、事故死が23人、交通事故死が11人、そして自殺が28人となっております。この中には、飛騨市以外の方も14人含まれています。中には、未然に防ぐことができなかったのでしょうか。このような突然死に関らず、病気で余命がわかっている、人の死というのは受け入れがたく、残された遺族にとっては以前と同じような生活に戻るにはそれなりの時間を要します。つい先月も、神岡町で作業現場での不慮の事故があり、遺族の方の悲しみは計り知れません。昨年下小鳥ダムで事故がありました。いずれも家計を支えている方の突然死です。事故というかたちで済ませてしまうにはあまりにも悲しくつらすぎます。

飛騨署管内では幸い犯罪に巻き込まれて被害者となり、死に至ったり、重症を負った方はおられませんけれども、先日も新幹線内で事件が起こったようにいまの時代、いつ自分や自分の家族がその当事者となるかわかりません。このようなケースに備え、犯罪被害者等基本法が平成16年に成立し、平成17年4月1日から施行されています。その前段を抜粋すると、「安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり」途中省略をしますが、「もとより犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。」この法に基づき、いくつかの地方自治体で、犯罪被害者等支援条例が制定されています。最近では、ことし4月1日、名古屋市で、昨年4月1日は富山県で施行されています。平成24年4月には岡山県と岡山県内27全市町村で施行されています。岐阜県警本部でもこれに関し協力要請をしているようです。この条例では、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族に対し、経済的負担の軽減を図る支援や日常生活の支援などを規定し、直面している問題やその支援についての相談を総合的に行うための窓口を設置することなどと規定しています。

これはあくまで犯罪被害者等に対する支援条例ですが、先ほど例をあげたように、不慮の事故や交通事故で亡くなったり、重傷を負ったり、重度の後遺症が残ったような場合にも、その本人や家族、遺族にとっては同じ立場であると考えます。これらのケースでは、一時的かもしれませんが、その本人及び家族は、弱者となってしまいます。その後のひとり親家庭や障がい者に対する支援施策は手厚く施されていますが、一時的な経済的負担を軽減する支援やさまざまな手続き等に対する相談窓口が定まっていないのではないのでしょうか。昨年6月、ちょうど1年前ですけれども、この場で防犯対策について質問をし

て、今年度防犯カメラの設置が実施されます。高山市や下呂市でもこの防犯カメラ問題がいま取り上げられています。犯罪被害者等支援条例は、岐阜県下ではまだこの自治体でも検討されていないと思います。安心安全なまちを一層強力にするためにも、この法をもとに飛騨市独自の対象事例の枠を広げ、岐阜県内の先駆者として条例制定に向け検討する時期ではないでしょうか。

以上のことから次の２点についてお尋ねいたします。１つ目に不慮の事故や交通事故による突然死が起こったとき、その遺族に対して、これまでどのような対応をしてきたのか。

２つ目に犯罪や事故等による被害者等に対する支援策を条例制定を見据えて検討するおつもりはないか。２点、お伺いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

突然死に対する支援策、とりわけ犯罪被害者支援条例につきましてのお尋ねでございます。２点ございますが、あわせて私から答弁を申し上げたいと思います。

まず、１点目、これは市の対応の件でございますが、不慮の事故、交通事故の突然死が起こったときの遺族への対応でございますけれども、飛騨市交通遺族弔慰基金というのが設置されておりまして、交通事故により亡くなられた市民の遺族の方々に対しまして弔慰金を支給しておりますが、これはわずかでございます。ただ、こういった弔慰金の支給制度があるということでございます。

しかしながら、議員がおふれになった経済的負担の軽減を図る支援、あるいは日常生活の支援等の対応までは行っていないのが現状であるというのがいまの状況でございます。

２点目の条例制定の件なんですけれども、犯罪被害者支援、先ほど議員からもご紹介がありましたが、先般、県の警察本部より、県内全市町村に対しまして犯罪被害者支援条例を制定するようという要請があったところでございます。また先日、県の市長会がございまして、市長会の場で警察本部長から直接説明がございましたし、飛騨警察署の署長さんも先日私のところに来られまして同様の要請をされたというところでございます。その際に、先行事例として、兵庫県の明石市等の犯罪被害者支援条例のご説明もいただいたという状況でございます。

犯罪被害者支援なんです、被害者の家族や遺族に対する経済的負担の軽減、日常生活の支援等を行うということが想定されておる訳でありますけれども、これも議員の質問のご趣旨のように、犯罪被害の場合だけではなくてですね、身近な方が突然、病気・事故で亡くなるということもございますし、そうした際に同様に問題が発生するわけでありまして。特に、犯罪被害者が少ない飛騨市におきましては、病気・事故で亡くなる方のほうが、犯罪による突然死より圧倒的に多いというのが実態であるわけでありまして。

このため、私としては、犯罪によって発生した事案だけを切り抜いて支援策を講じることは不十分ではないかというふうに感じておるところでございます。

したがって、市といたしましては、今回の警察本部の要請を犯罪被害者だけではなく、病気・事故等を含めたさまざまな突然死に遭われたご遺族に対し、広く支援の在り方を考える契機にしたいとこのように捉えておりまして、財産の処分、相続を含めた総合的な支援がどうあるべきか、また支援体制をどのようにしていくかということにつきまして、まず来年度に向けて検討をはじめたいと考えております。その延長線上で条例制定の必要性を考えていきたいとこのように考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○3番（澤史朗）

いまほど交通事故に関する弔慰金というものはあるというお話でしたけれども、いま先ほどの質問の中でふれましたけれども、不慮の事故等に対するもの、ことしの5月だとか、昨年のダムでの事故等、そういった方に対しての支援的なものはないのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

市で制度的にございますのが、交通事故のみということでございます。参考までに交通事故にかかる弔慰金でございますけれども、生計中心者と思われる方が亡くなられた場合は、5万円。それ以外の方々に対しては、3万円という額となっております。

○3番（澤史朗）

いまの市の規定であるのは、まったく交通事故死だけであるということでしたけれども、これというのは飛騨市になってからなのか、それとも以前の旧町村時代にもあったものなのか、お尋ねします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

この制度は古川町時代にあったものが、飛騨市になって引き継がれたものでございます。

○3番（澤史朗）

先ほど市長の答弁にもありましたけれども、飛騨市内で犯罪が起きて、その被害に巻き込まれるということは可能性としてはとても低いかと思います。ただし、現在人はいろんなところへ動きます。ですから我々もいつその犯罪に巻き込まれるか、わからない状態が起きているのが現状だと思います。やはりそれで来年度に向けて、検討をはじめたいということでしたけれども、その中で窓口もいろいろな手続き等ですとか、相続に関する、財産処分に関するもの、そういったものの窓口を1本化すると。現状ではそういったとき、例えば突然死に限らずですね、亡くなられた場合に当然届をしなければならないので、窓

口へいらっしゃいます。そこで、こういった手続きがいるよということも私も経験しておりますので、聞きますけれども、「あっち行ってください、こっち行ってください」というふうで、その当事者というのは、とてもたいへんなときに「ここの建物じゃなくて隣の建物へ行ってくれ」とか「あっちで聞いてくれ」というような話であるんですけども、そういったときに窓口を1本化していきたいというお話がございましたけれども、現状ではそういった丁寧の説明をして、コンシェルジュのようなかたちの方というのは、いないというふうに考えてよろしいでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ワンストップで総合的にという窓口がないんです。ここがひとつ、もともと来年度の予算に向けてのテーマかなということを思っていたところにこの犯罪被害者支援条例の話がきたものですから合わせて考えたいなというふうに思っているわけなんです。本当にいま議員もおっしゃったように、例えば病気で突然亡くなられた場合でも遺族はたいへんでありまして、そのまず銀行の口座ひとつどうするのかという問題がある。それから例えばその相続の問題をどうする、こうしたことも当然ありますし、それから例えば田んぼ・畑を亡くなられた方がやっておられた後どうするんだということもあります。そもそもですね、それからいまネット社会ですからいろんなところにネット上の口座、引き落とし、いろんなものがあって、パスワードがわからないので対処のしようがない。そうした権利関係をどうしたらいいのかもわからない。これは、ありとあらゆる場合に発生するというふうに考えておりまして、おおよそある方が亡くなられる、あるいはもうコミュニケーションがとれない状況になるということになると途端に発生するわけでありまして、そのあたりに対する支援というのはやはり何らか必要ではないかということを考えておりますので、いま現在ないわけでございますので、ここは何とか整えていく。どういうやり方があるのかですね、誰にそういうことを伝えればいいのか、またどういうかたちで設置すればいいのか、そのあたりをよく勉強しながらこれはできるだけ早い時期に実現できるように考えていきたいといま思っているところでございます。

○3番（澤史朗）

できるだけ、やっぱり当事者になるとなかなかその心理的に不安定なときにいろいろ相談をしなければいけない。どこへ行けばいいのか、わからない状態。それがひとつになるということは非常にありがたいことだと思っておりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

そこで、その窓口の件なんですけれども、現在いろいろ市長は施策を打ち出しながら職員の方も本当に朝早くから夜遅くまで仕事に邁進していらっしゃいますけれども、例えば飛騨市にも社会福祉協議会がございます。そういったところの協力とかというのは考えられないでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

それも案のひとつだと思います。社会福祉協議会、いろんなかたちでの窓口を持っておられますし、横のいろんな支援との連携ということを考えましても、ひとつの選択肢かと思っておりますので、そういうふうに決めているということでは全くありませんけれども、そういうことも含めてよく考えていきたいと思います。

○3番（澤史朗）

最初の市長の答弁の中で、その犯罪被害者等支援条例、犯罪に限るわけではなくて、病気だとか事故死ということも含めたところで考えていきたいというお話がございましたけれども、私の質問の冒頭で言いました「自殺」ということに関してですけれども、そのへんのことはどうお考えでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

いま自殺された方々のご遺族に対する見舞金のような制度はございません。なので、市として特に支援をしているというようなことはない状況であります。

○3番（澤史朗）

その総合的に考えていただく中で、そのいわゆる自殺者に対する遺族の方ですね、残された方に対する支援もその中に含めて考えていかれるのか、どうかということをお伺いします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

まさしくそういうふうを考えております。先日、全員協議会でこのお話をさせていただいたんですが、自殺対策計画の道行きの話を協議をしましたときに、結局犯罪被害者の件も、病気により亡くなった場合も同じじゃないかということをですね、じつは話をいたしました。亡くなった形態はいろいろあるかと思います。また、亡くなった形態に応じて必要となる支援というのがあると思います。例えば、自殺の場合、ご遺族の方への心理的なケアというようなものは、長い闘病生活のうえで亡くなられる方とはまた少し違うだろうというようなことがあると思いますが、その後の支援ですね、例えば日常生活のさまざまな援助する、補助をする。それから経済的な支援をする。あるいは法律相談、弁護士等の相談をする。いろんなことがあるかと思うんですが、そこはおそらく共通になってくるといふふうに思いますので、できるだけですね、自殺の場合はこっちだとか、事故の場合はこっちだとかということがないようにですね、おおよそ支援が必要だというところに着目して窓口をつくれるように考えていきたいといま思っているところでございます。

○3番（澤史朗）

はい、ぜひ幅広く捉えていただいて、検討を進めていただきたいと思います。いま市長言われたように本当にどういうかたちで人が亡くなられるにせよ、残された遺族にとっては、状況としては同じだと思いますし、余計に心的負担というのが多い場合も考えられます。ですから本当に人が亡くなるということは、よくいろんな場で議論されますけれども、少子高齢化ということで、人口はどんどん減っていくと。本当に亡くさなくてもいい命を亡くす。人がひとり亡くなってしまうということは、いろんな意味でその心理的なものだけでなく経済的な消費の部分でもいろんな波及効果というものがでできます。ぜひ今回の自殺対策計画をふまえて、しっかりと計画を練っていただきたいと思います。以上で私の質問を終了いたします。

〔3番 澤史朗 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で、3番、澤議員の一般質問を終わります。

次に8番、前川議員。

〔8番 前川文博 登壇〕

○8番（前川文博）

それでは議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問をはじめさせていただきます。今回、大きく3つですね、

◎議長（高原邦子）

質問中資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。申し訳ございません。どうぞ。

○8番（前川文博）

大きく3つ、質問をさせていただきます。

1点目は和光園の新築工事について。2点目は、保育園の民営化。そして3つ目は小中学校のことでお伺いさせていただきます。

それでは、1点目の和光園新築工事についてお伺いいたします。昨日の一般質問でも質問がございましたので、かぶる部分があると思いますが、通告をしておりますので、今回その通り質問をさせていただきます。

老朽化した和光園の施設を新築する工事として、最新の設備が整った養護老人ホームとして期待している事業であります。しかし、工事の中断が長引いているということで、事業の進捗に遅れが生じているのが現状です。市民の皆様の中には、事業の停滞について、気がかりであり、その状況について心配な面があるということも伺っておりますので、質問をさせていただきます。

1点目です。工事が遅れている原因は何かということです。昨日も質問がありましたが、再度させていただきます。

平成31年4月開所予定であった和光園です。工事の遅れにより6カ月から9カ月ほ

ど開所が遅れる見込みであるということを聞いておりました。合併特例債の期限があるため、平成30年度中の完成を目指して進んできた事業です。ことしの平成30年1月31日には第1回の臨時会を開きまして、この工事の請負契約につきまして、原案どおり可決をいたしました。しかし、現状では、いま工事については、ほとんど手がつけられていない状況に見受けられます。杭打ちについては、6月18日に渡り廊下の部分ではじまりました。現場作業ではなく、事務的な作業も工事にはついていきますので、全てが休工になったとは思いませんが、現状の現場の進捗状況で工事が予定通りに進むのでしょうか。昨日の答弁で6カ月遅れになるとの説明でしたが、改めてどのような原因により工事が遅れているのか、説明を求めます。

2点目です。工期の延長により事業費に影響がでるのかということです。現状を見るかぎり、工事期間が延びると予想されます。工事期間が延びることによって、さまざまな影響が考えられます。総事業費については、工期の延長により諸経費など増額変更される見込みがあるのでしょうか。また、工事の遅れにより総事業費の増額変更が考えられるのであれば、それはどの部分で増額される見込みなのか、お答えいただきたいと思います。

3点目です。完成時期のずれ込みによる職員確保や運営面について影響はないかというところです。現在の和光園は、2階建てです。新しい和光園は4階建てとなり、夜勤時間帯に園内を管理するには、2名ないし3名の宿直勤務が必要となり、現状より職員を増員しなくてはなりません。増員が必要となるひとつの要因として、全ての居室が完全に個室化となることもあります。開所の時期が遅れることにより、職員の採用など指定管理者の運営面にも影響があると考えますが、その点はどうでしょうか。

4点目です。運営費の算定基準について伺います。これまでも、この問題は一般質問、委員会などで提起されてきております。いま入所者の介護度の割合が増加し、約50パーセントと高くなっています。新施設はこれまでになかったエアコンが全ての居室に完備されます。電気代の増加が見込まれ、管理運営費のコストの上昇が予想されます。指定管理料はゼロ円であり、措置費として入所者の人数に応じて運営費が支払われていますが、50人定員の施設を維持管理するには50人の入所者が常時いる前提で指定管理者側は職員を確保する必要があります。45人の入所者のときは、90パーセントの収入しかありませんが、職員は50人分に対応できるようにしなくてはなりません。40人しか入居しなければ、80パーセントの収入で運営することになります。措置費としての算定基準になるのですが、本当に措置費分しか算定できないのでしょうか。定員割れの場合、不足分は企業努力で対処するべきなのか、お答えください。

◎議長（高原邦子）

8番、前川議員の質問中でございますけれども、ここです、休憩といたします。答弁は、再開を午後1時としますので、それから行いたいと思います。

（ 休憩 午前11時38分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。8番、前川議員の午前中の質問について、答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

それでは、1点目の工事が遅れている原因についてお答えいたします。

昨日の野村議員ご質問の答弁と同様となりますので、よろしくお願いいたします。

市では、平成29年12月5日、建築確認審査機関へ確認申請書の提出を行いました。審査機関とも事前に打合せを行っていたことから、平成30年1月上旬の確認済証の交付を想定しておりましたが、今回の案件では、一定規模以上の建築物に対する「構造計算適合判定」が含まれており、審査機関から構造に関する追加説明を求められました。資料の提出や協議などに不測の日数を要し、確認済証の交付が平成30年4月25日となり、基礎工事の着手が遅れたものでございます。

続きまして、2点目の工期の延長により事業費に影響があるのかについてお答えします。

本市の建築工事の諸経費の算定では、工事期間の日数を算定条件の対象としていないため、工期の延長に伴う工事請負金額の増額は想定しておりません。

しかし、本工事の早期完成のため、杭工事に伴う建設機械が現場に搬入されましたが、着手できないことから機械を引き上げる結果となりました。今後は施工業者と費用負担について協議を行いたいと考えております。

また、構造計算適合判定審査に伴いまして、杭工事の本数の増加や、基礎・柱・梁などの形状の変更につきましては、事業費の増額が見込まれております。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて、答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

3点目の完成時期のずれ込みによる職員確保や運営面の影響についてお答えいたします。

指定管理者である吉城福祉会に確認したところ、新施設での具体的な職員配置は決まっておらず、これから検討に入ると伺っております。

開所の時期の遅れによる職員採用などの運営面に対する影響は少なからず発生すると思われまので、どのようにすれば、影響が少なくなるかを、吉城福祉会と協議して対応したいと考えております。

4点目の運営費の算定基準についてお答えします。

和光園の運営費は、入所者の人数に応じて、国が定めた基準に準じて算定する措置費によって支弁されており、施設の定員によって措置費単価は変わりますが、実際の入所者数の増減により措置費単価が変動するものではありません。

現在の和光園の定員は50名であり、改築後の定員も50名の予定です。過去5年の入所者数は、44人から47人前後で推移しており、当該月の入所者数に応じて措置費を支払っています。

養護老人ホームは、あくまでも環境上の理由や経済的な理由により居宅で養護が困難となった方を入所させる施設であり、誰もが入所できる施設ではありません。そのため、定員に満たないからといって要件に合わない方を入所させることはできません。

しかし、新施設は4階建てで、全室個室となり空調も完備され、床面積も増えることから、施設維持費がいまよりも増加すると想定しています。

また、入所者が3フロアに分散することから、入所者の安全管理のため、夜勤者の複数配置も検討しなければいけないと考えています。

新施設への移転後、施設が新しくなることによって現在より増額となる経費を精査し、増額部分を基本として指定管理料を支払うことなどを検討したいと考えております。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○8番（前川文博）

ただいま4点、答弁いただきました。まずですね、昨日も答弁のあった工事の遅れ関係なんですけれども、内容は一緒ですので、省きますけれども、建築確認の申請ですね。いまこれが事前の打ち合わせでは1月の上旬にはもらえるだろうというのが延びてきたということなんです、ちょっとよくわからない部分があるんですが、申請をするには、たぶんこれ設計とかは飛騨市だけではやっていないと思うので、業者とか入っていると思うんですが、どういった流れで申請して、むこうから確認作業が行われるのか。そのへんをちょっと説明をお願いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

ご説明いたします。まず建築確認申請ですけれども、今回の和光園検査機関につきましては、日本ERIという民間の検査機関にだしております。方法としましては、岐阜県にだす方法と民間にだす方法と現在ございます。こちらのほうについては、日本ERIのほうへ申請を飛騨市からしております。

また先ほど言いましたように構造の関係。こちらのほうの申請なんです、一定規模以上の建築物ということで、床面積が3,000平米以上、こちらの場合は、指定の構造計算書を判定する機関のほうへだします。3,000平米以下につきましては、岐阜県の建築指導課のほうへ提出するという、今回の和光園につきましては、2,520平米、3,000平米以下ということで、岐阜県建築指導課のほうへ構造計算のほうの提出を行

なっております。そちらのほうで審査で意見がでてきて、追加説明ということができたことによりまして、長引いたということになろうかと思います。

○8番（前川文博）

今回は岐阜県のほうへ建築確認の申請をだしたということでした。その中で一定基準以上の設備なので、追加で51項目の再確認、再調査というのがでてきたためにいま4月25日まで確認申請がおりなかったということですね。ちょっと1点教えていただきたいのですが、これ1月31日に臨時会を開いて、入札の決定をしたんですけども、そのときには状況的にはどのへんまでわかっていたのですか。その遅れているとか、そういった話、ちょっと聞いたのか、あまり記憶がないのですが。その頃どのような状況だったのか教えてください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

構造に関しまして1月31日時点では、2回相手から調査依頼がきておりまして、いくつか問題が起きていることは把握しておりました。その後、1月31日発注後にも3月6日にも再度の説明資料の提出を求められたということでございます。

○8番（前川文博）

1月31日の時点では、まだそれほど大多数の項目ができていないという状況で、いけるだろうということで、議会にかけられて入札で進んだということで了解いたしました。それでですね、きのうの話の中で平成30年4月25日に確認済証が交付されまして、それから2日前ですか、3日前ですか、平成30年6月18日に渡り廊下の杭打ち工事が開始ということなんです、設計もできていて、確認済もできたということであれば、もう5月連休明けぐらいには取りかかれたのではないかなと思うのですが、この約2カ月ですね、この期間、あいておりますが、この間は何があったのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

お答えいたします。

建築確認済証がきましてから、その結果によりまして、先ほど言いましたように杭の本数が変わったりとか、構造が一部変更しなければならないということになりました。そちらに伴います施工図、こういうふうに変える、こういうふうに変えるというふうな図面を作成しまして、それに伴いまして材料とかものを最終チェックして発注をかけてものを持ってくるという作業が2カ月ほどかかったということでございます。

○8番（前川文博）

はい、わかりました。2番のほうのですね、経費について聞いたときに杭工事、基礎、梁、柱のほうで変更があるので、増額になるとその設計をするために時間がかかって動き

でしたのが平成30年6月18日ということですので、その点は理解いたしました。それから2点目の工事の増額ですね、こちらのほうも諸経費とかは半年であろうが1年であろうが率は変わらないということで、増額とかはできないよということでございました。基本的なかかる直工の部分ですか、直接工事費の部分については当然内容が変わるので、それについては、増額なり減額なりということで、変更が行われるということでした。先ほどありました杭工事のときに運搬したということでの費用が発生しているので、費用負担を協議ということでしたので、どちらもですね、あとあと尾をひかないようなやり方でこれは決めていただいて、いっていただきたいと思います。それからですね、3点目の完成時期のずれ込みにより職員など指定管理に影響はないかということですが、まだ現段階で配置は決まっていないということですが、職員の影響はでるということですので、きちんと早めにですね、時期をだいたい確定していただいて協議していただきたいと思います。それから4点目、いま措置費で運営費をだすということで、いま指定管理料はゼロ円ということであったんですけども、ちょっと先ほど聞いていて、1点確認したいんですけども、措置費の単価は変動しないというのが最初にあったと思うんですけど、これは人数が50人であろうが44人であろうが40人であろうが1人当たりについての単価が変動しないということの理解でよろしいですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

養護老人ホームの措置費単価といいますのは、入所定員によって決まっております。和光園は50人定員ですので、定員が41人から50人という区分の措置費単価ということになっております。それで31人から40人になりますと若干単価が上がり、一番少ない定員数では20人というかたちで単価設定がされるようになっております。

○8番（前川文博）

例えば1人10万円かかるとした場合に41人から50人のときは10万円ですと、その単価がね。ということで、41人であっても50人であっても1人当たりの単価は同じと。それが35人になると若干その単価が変わるという認識でいいんですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

施設定員ですので、50人定員の施設として和光園を整備します。なので、1人の入所者でも50人定員の施設として運営していれば、50人定員の施設の単価が使われるということになります。入所者数に応じて単価が変動するわけではなくて、開設するときの施設の定員によって入所者の単価が決まるということですので、お願いします。

○8番（前川文博）

はい、わかりました。じゃああのいまの和光園は何人になっても入ってくる1人当たり

は変わらないということです、その措置費がね、人数が少なければ措置費として入る分が少ないということで、私質問したんですが、今後その維持管理費ですか、安全管理のほうで、夜勤勤務者の配置が増えるのではないかとということで、増額分、精査していただいて指定管理料で払うということを先ほど言っていましたので、ここはですね、これまで数年間こういったことで何とかならないのかという問題がありましたが、一歩前進したのではないかと思います。ぜひですね、オープンするときには新しいやり方でできるように協議をしていただきたいと思います。

それでは、2点目の質問にはいらさせていただきます。保育園の民営化ということで、質問をさせていただきます。

平成31年4月から増島保育園とさくら保育園が民営化となります。旧4町に公立保育園は各1園、山之村保育園は別となりますが、これで飛騨市内の民間保育園は3園となります。いま全ての産業で、人手不足の時代に入り、共働き家庭が増えてまいりました。その影響もあり、未満児保育も増加傾向となっております。ことしの4月の時点では、何とか待機児童が発生しない状況でした。保育士の確保の面からは、いま斬新なことを行わないと今後保育士の確保が厳しくなると予想されます。来年度からは、民間保育園になると民間保育園に対する補助制度が新たに活用ができ、保育士の処遇改善がはかれ、人材の確保につながるのではないかと期待されます。そこで、6点、お伺いいたします。

1番目です。保育施設設備の無償譲渡について、お伺いいたします。

社会福祉法人は、そこで得た利益は分配できない。社会福祉に使わなくてはいけないという大前提があります。保育園関係の資産を無償譲渡することはいわゆる社会福祉への投資と考えられます。平成31年3月末の譲渡時には、増島保育園は園舎が建築後11年、自園給食の調理室は1年経過、さくら保育園は全ての設備が5年と全ての保育設備がまだ新しい状況であります。これまでの経過年数に応じて資産は減価償却されていますが、取得金額と譲渡時における評価額はいくらののでしょうか。また補助制度を利用しているものがあるのであれば、運営が変わることにより、補助金返還など考えられますが、その点はどうなるのか、お答えください。

2点目です。施設の修繕費はどこで捻出できるのかということです。先ほどの和光園も措置費でした。保育園も保育費は措置費でございます。措置費の算定の中には、光熱水費は算定されておるはずですが、施設の修繕費、こういったものは、含まれているのでしょうか。また含まれている場合、その金額で今後老朽化していく施設の維持管理ができるのでしょうか。またどの程度含まれているのか、お教えください。

3点目です。施設整備補助金の考えです。

指定管理施設は、10万円以上の修繕費になると協議して市で修繕していくことになっています。保育園の民営化後は、修繕費は全て社会福祉法人の負担となるのでしょうか。施設整備補助金として制度をつくっている自治体もあります。高額な改修工事には市として応援していくことが必要と考えますがいかがでしょうか。

4点目です。事業剰余金は年間何パーセントまで出していいのか。また積立金、減価償却なども含めてですが、こういったものには上限はあるのかということです。

社会福祉法人には保険給付の事業と措置費としての事業があります。措置費としての事業からは、剰余金が出てそれ以外の用途には流用ができません。保険給付の事業から措置費の事業には、剰余金は流用ができます。それぞれで剰余金や積立金についての上限があるのではないのでしょうか。事業に対する剰余金の上限は何パーセントまでいいのですか。減価償却も含めた積立金は、どれくらいまで可能なのでしょうか。

5点目です。社会福祉法人の施設整備補助は、18パーセントとなっています。今後もこの考えでいくのか、お伺いいたします。

介護の分野、保育の分野では、保険給付と措置費で性質が違います。措置費では利益を出すことが制限されます。保険給付であれば、病院経営と同じ感覚ですので、効率を求めて利益を出すことも可能です。飛騨市の施設整備補助金は、18パーセントと決まっています。この補助率は、合併前の古川町時代にさくらの郷土地購入代金として補助したものであり、土地と施設の建設費の総額に対し18パーセントだったことから決まったものであります。先般の双葉保育園の旧園舎解体工事も、この18パーセントが使われています。利益が出せない措置費の事業に対して、82パーセントを自己資金で行うことは、保育に対する費用を削るしかないのではないのでしょうか。つまり、給食費の削減や保育士の給与の抑制につながります。今後も社会福祉法人には、この18パーセントの補助率を一律で適用していく考えなのでしょうか。また、双葉保育園の旧園舎解体工事は約4,100万円程かかっています。しかし、補助額は、612万円でありました。解体工事の事業に補助制度がないのは、現状だと思います。市として、民間保育園の経営サポートとして、補助金を出されたことはいいことであります。この補助率が計算しますと15パーセント弱となります。この15パーセント弱となった補助率の根拠は何でしょうか。

6点目です。通園バスの運行についてです。公立保育園の通園バス利用は2キロメートル以上と距離制限があります。その利用料は、無料となっています。来年の4月以降は、民間保育園になる増島保育園とさくら保育園には、この2キロメートル以上の条件は適用されません。そうすると、近距離や施設により、通園バスの利用希望者が増える可能性もあります。来年の4月以降、公立保育園のように2キロメートル以上は無料で利用できるのでしょうか。それとも有料となり、希望者全員が利用できるようになるのでしょうか。以上、6点をお願いいたします。

◎議長（高原邦子）

続いて、答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

1点目の保育施設設備の無償譲渡についてお答えします。施設の取得額については、増島保育園が4億7,225万2,000円、さくら保育園が4億5,065万6,000

円となります。また、譲渡時の評価額については増島保育園が、建設後11年で2億1,354万9,000円、さくら保育園が、建設後5年で、3億1,327万3,000円です。

いずれの保育園も補助金の交付を受け、地方債の借入れを行っていますが、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」などにより、当該施設を無償譲渡する場合は、補助金等を返還する必要はありません。

2点目と3点目の質問の施設修繕費と施設整備費に係る補助金についてお答えします。民間保育所については、施設の規模により定められた公定価格により算定した教育・保育給付費の総額から、国の基準による保育料を控除した額の2分の1が国庫分、4分の1が県負担分として、市に交付されます。

市は県と同じ4分の1の負担と、国の基準による保育料分を加えた給付費を運営者に私立保育所運営負担金として支払っています。

給付費の算定の基準となる公定価格の中に、補修費相当額が含まれていますので、基本的には、この中で計画的に運営・維持管理が行われると考えています。

なお、民間保育園である神岡町の双葉保育園に対しても、通常の施設修繕に関する補助は行っていません。大規模改修に順ずる事業については、その都度、国庫補助等の協議を行うものと考えています。

4点目の剰余金と積立金についてお答えします。

剰余金については、国の「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」という通知により、委託費の30パーセントが上限となります。また、積立金には上限がなく、将来への運営に必要な各種積み立てが可能となります。

5点目の補助率についてお答えします。

社会福祉法人は本来、補助を前提とした運営ではなく、法律により規定された措置費や委託費、介護報酬などにより運営されるものです。

しかし、市が政策誘導として必要と認めた事業については、他施設との均衡や過去の補助事例とのバランスも考慮しながら補助を実施しているため、当面は、特段の理由がない限り、現在の補助率を変更する予定はありません。

解体工事費への補助については前例がありませんでしたが、双葉福祉会からの強い要望を受け、公益性が高いものと判断し、双葉保育園旧園舎解体工事について補助することを決定しました。

補助金額の算出にあたっては、法人から提示された見積価格の3,400万円に対し、18パーセントの補助率を適用し、612万円を予算化し、補助したものであります。工事の実績では、4,100万円を要したということでしたが、予算の範囲内で補助を行いました。

最後に、6点目の通園バスについてお答えします。

通園バスは、各保育園の立地や利用者の事情などを考慮して距離制限も含め、一定のルールにのっとって運行しています。今後は、私立の保育園になることで、各運営者の考え方により利用者のニーズにあった運行をされと考えています。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○８番（前川文博）

６点、お答えいただきました。１点目は、譲渡時の評価額が増島保育園が２億１，０００万円ほど、さくら保育園が３億１，０００万円ほどで、補助金返還は対象にならないということで、確認をいたしました。

２点目の施設の修繕費の話ですが、補修費を含む分を保育料のほうで、ある程度のせているので、その中でいままでもできるだろうと。いままであった双葉保育園にも出していないので、たぶんできるだろうということですが、この先どのようなことが起きるかわかりませんので、例えばですね、いま地震も多い。いろんなことがあって保険対応で皆さん、かけているので、できると思いますけれども、それをオーバーするということも十分考えられます。またそういったときには、いまのこの施設整備補助金ですね、そういったものを充てるなりして、また考えていただきたいと思います、そういったときはちょっと柔軟に施設整備補助金ということで、何か出していくようなことを考えていく可能性はお持ちでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

国の制度のほうであります施設整備補助金につきましては、給排水設備とか電気設備とかガス設備の老朽化に対応する工事について補助対象というふうになっております。それで、市が運営する保育所にはこの補助金は使えません。それで、民間が運営している保育所に対して、市が補助する場合に国が市に対して補助をするという制度になっております。それで、その場合の国の補助率は、２分の１。市の負担率が４分の１、そして運営者が４分の１という負担率で補助を行うという制度になっておりますので、そのようなかたちでの補助を行っていくということになるかと思えます。

○８番（前川文博）

はい、わかりました。いまの話でしたら２５パーセントの負担でという、その国の補助が老朽化にはあるということで、確認をいたしました。すみません、１個ちょっと戻ります。さっきの１点目で、補助金返還なしというところで私いま聞いて言ったんですけども、いま無償譲渡で行うときに増島保育園、１１年経つということで、外壁とかですね、そういったほうがちょっと私もどうなのか、心配かなというところがあるんですが、以前ですね、これだいぶん前の話で、神岡で国鉄の神岡線が第３セクターに移行して譲渡するというときに、嫁に出すようなものだからということで、鉄橋とかを全て塗装して譲渡したということがあったんですが、今回、保育園の園舎とかですね、譲渡する場合、何かそ

ういう手をかけられて譲渡するのか。現状のままで出されるのか、そのへんはどうですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

平成30年度の予算にさくら保育園と増島保育園のそれぞれの改修事業というのを盛り込んでおります。ちょっとたいへん申し訳ないのですが、どの部分を改修するかという記憶がありませんが、譲渡を前提に修繕をしておいたほうがいい箇所をあげていただいて、それを要望どおり予算に盛り込ませていただいております。

○8番（前川文博）

はい、わかりました。すみませんね。それで、4点目なんですけれども剰余金は収入の30パーセントが上限で剰余金をだせますと。その範囲内で積み立てていくのは、上限は規制はないということで、理解をさせていただきました。それで、いろんな修繕とかをやっつけていかなきゃいけないということにもなっていくのではないかと思います。

5点目のほうですけれども、社会福祉法人の施設整備補助の18パーセントの話です。今後も18パーセントでいくというようないまことでした。先ほども私も言いましたけれども、解体工事のほうに補助金というのはどこでもないというのはわかっております。そこで補助を出したということなんですけれども、最初の見積もりが3,400万円ということで、612万円ということでの見積もりだったのですが、実際事業が終わったときには4,100万円ほどということになるとですね、予算の範囲内ということだったんですけれども、いろいろな補助金で補正予算で、変更というのは出てきていると思います。その都度、補正予算で認めていると思います。今回、これについては、そういったことがされていないのですが、そのへんは市長はどういう考えでされなかったとか、何か思いがあるのでしたらお答えいただきたいと思います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

補助というのはですね、こう制度としてつくっている補助と特例で予算化する補助と2つ、大きくいうと2つのタイプがあります。例えば、条例で補助の制度をつくっているものもありますし、条例じゃないケースもありますが、制度的に、つまり申請があれば、事案が出てくればどんどんやるというものについては、何パーセントというふうに決めていますから、あるいは何分の1と決めていますから、これは附則がある、またあるいは該当の事例が出てくれば、それは増額補正をする、予算措置をするということになります。今回の場合は単発で、このためだけのものとして、措置をしたということになります。こういったケースは当初、想定して予算の範囲内で行う。こういったかたちのルールといいますか、かたちでの運用をしておりますので、今回について結果として工事費がかかっている部分についての追加措置をしなかったというのは、そういう考え方に基づくもの

であります。

○8番（前川文博）

はい、わかりました。突発の単発の補助金ということで、予算を決めたのでということで理解はさせていただきました。最後6点目ですけれども、バスのほうですね、私立の考え方で運行ということでした。これ、平成30年6月1日付で市からでた回覧文書ですね。子育て応援課からでて、ちょうどこんどの月曜日、25日の7時半からハートピアで増島保育園・さくら保育園の私立保育園に移行する説明会というのがあるんですけども、たぶんこういうバスのこととかもね、こんど乗れるのかなと心配というか、考える方もあると思いますので、ぜひね、そういう点も事業者の方とちょっと話していただいて、いま現状とかですね、今後の見込みとかも話がでると、ちょっといいのではないかなというふうに思いましたので、質問させていただきました。

それでは、3つ目の質問にはいらさせていただきます。小中学校における教室の温度管理ということです。

平成28年12月議会で、私、学校の熱中症対策ということで、質問をさせていただきました。その中でエアコンの設置についての考えをお聞きしております。その回答としてですが、「要望である空調設備計画ですが、仮に神岡中学校に設備した場合、教室ごとの設備費に加え、学校全体での電源工事等も必要となり、概算事業費は3,300万円かかると見込まれます。児童・生徒の安心安全な学習環境整備に向け、空調設備化することの必要性は十分に認識しておりますが、限られた財政配分での事業化について何を優先するかということを十分に考えながら、検討課題としていく所存です。」との答弁がありました。ことしですね、文部科学省では学校環境衛生基準の改正が行われまして、これまで教室の温度は、10度から30度が適正とされておりましたが、この温度が17度から28度に変更されました。市内小中学校の最高気温はですね、以前質問したときに山之村小中学校が28度、河合小・神岡小31度、古川小・古川西小33度、宮川小・神岡中35度、最高は古川中の36度という結果でありました。そこで、2点お伺いをいたします。

教室のエアコン設置は、まだ検討課題なのかということです。文部科学省では、エアコン設置工事費の一部を補助対象としています。これは学校が災害時の避難所になることもあり、空調設備に補助金が出るようになりました。以前の答弁で「検討課題としていく所存」とありましたが、1年半が経過いたしました。いま補助金がでるようになったことも踏まえ、これは検討はされたのか、どうなのか、お答えください。

2点目です。教室の最低温度の基準が17度に、冬季間の暖房設備は大丈夫なのかということです。最低温度も先ほども言いましたが、10度から17度に上がりました。小中学校の各教室には温風ヒーターが設置されていますが、寒さが厳しい飛騨市です。現状の暖房設備で対応できるのか、お答えください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

1点目のエアコン設置は、まだ検討課題なのかについて、お答えをいたします。

小・中学校の地域避難施設としての耐震化や老朽化対策、空調設備の設置など教育環境整備事業には多額の費用がかかりますので、国の補助制度を活用しなければ市の財政のみでは限界があるのが現状でございます。

しかし、国の公立学校施設整備事業当初予算額は近年急激に減少しており、平成29年度の予算額は補正予算で措置されたものを加えても、1,352億円と過去20年間で最低となっております。

平成30年度の当初予算も682億円足らずで、前年度当初予算額を下回っており、全国自治体からの事業要望に追いついていない状況であるうえ、耐震等の防災対策事業が優先されて老朽化対策や空調設備などの教育環境改善事業では一部が見送られるなど、当初予算での採択は非常に厳しいのが現状でございます。

議員がご指摘された文部科学省の補助については、学校施設環境改善交付金の平成29年度補正予算の採択方針に、「学校施設の避難所機能を強化するための空調整備事業」が加えられたことを指しておられると思いますが、平成30年度当初予算の採択方針には含まれておりません。

このように、国補正予算の採択方針が年度によって変化する中で、タイミングよく国の補助を獲得するためには、適正な現状把握と施設整備の明確なコンセプトを確立しておく必要がございます。

飛騨市は一昨年から空調設備について検討しており、事業費は概算で中学校2校あわせて8,600万円、小学校5校あわせて1億7,000万円が必要と見込んでいますが、詳細設計までは行っておらず、補助申請にはいたっておりません。

また、各学校において立地環境や建物構造等で温度環境は大きく変わることから、本年度、各学校に温度計を配布し、校内3カ所の10時、13時、15時の温度を一年間測定して、現状の適正な把握に努めています。

今後、国の補正予算に即座に対応できるように、さらに準備を進めて体育館非構造部材の耐震改修や神岡小学校の老朽化改修計画とあわせて優先順位をつけて整備しなければならないと考えております。

次に最低温度の基準が17度に冬季間の暖房設備は大丈夫かについて、お答えをいたします。

本年4月1日から改正された学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準の留意事項では、「温度の基準については健康を保護し、かつ快適に学習する上で概ねその基準を遵守する事が望ましいもの」とされていますが、あわせて「温熱環境は、温度、相対湿度、気流や個人の温冷感等により影響されやすいものであることから、教室等の環境の維持に当たっては、温度のみで判断せず、その他の環境条件及び児童生徒の健康状態を観察した

上で判断し、衣服による温度調節も含め適切な措置を講ずること」と注意喚起がされております。

現在、各小中学校からは夏季の暑さ対策の要望は上がっていますが、冬季の寒さ対策の要望は特に上がってきておりません。また、各学校では教室内温度が10度を基準に、下回った場合に暖房機器を稼働させ、稼働時には教室内温度が20度以上となりますので、冬季間も適正な学習環境が維持できているものと考えております。結論といたしまして、今回の学校環境衛生基準の改正に伴う冬季の暖房対策については、新たな対応は考えておりません。

〔教育委員会事務局長 清水貢 着席〕

○8番（前川文博）

はい、2点お答えをいただきました。2つ目のほうですね、ストーブのほう冬の温度管理はあったかいので、十分だいじょうぶだということで、いいと思います。夏の暑いときのエアコンのほうですけれども、やっぱり財源確保ですよ、それが平成29年度はたまたまいま文部科学省の補助金をもったということであったんですが、いま当初には平成30年はないということで、またあがってきたときには、それに申請できるようにいま準備を進めていくということですので、ことし1年間かけていま温度計を設置して状況を計るということでしたが、ことしの冬に予算がついた場合は、ことし申請する意気込みなのか、そのへんを教えてください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

先ほども申し上げましたが、詳細設計等まだ行っておりませんので、そういった準備を進めて、またタイミングよく申請できればなということを考えております。

○8番（前川文博）

わかりました。教室の中で40人が、30人、40人が一部屋にいますので、きちんとした温度管理をしていただいて、十分学習ができる体制をつくっていただければと思います。以上で一般質問を終わらせていただきます。

〔8番 前川文博 着席〕

◎議長（高原邦子）

これで、8番、前川議員の一般質問を終わります。

ここで、午前中の澤議員の質問に対する答弁の追加、修正の申し出、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

□総務部長（東佐藤司）

発言のお許しをいただきまして、まことにありがとうございます。

午前中の澤議員のご質問に対する答弁の中で、弔慰金の支給制度については、交通事故のみと申し上げましたけれども、ほかに災害弔慰金の支給がございます。漏れておりまし

たので、訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

◎議長（高原邦子）

次に1番、仲谷議員。

〔1番 仲谷丈吾 登壇〕

○1番（仲谷丈吾）

皆様、こんにちは。議長から発言のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。私からは、中学校について3点質問させていただきます。

1つ目に中学校の部活動についてです。現在、古川中学校、神岡中学校の生徒さんは全員、部活動に所属しています。私は今回、神岡の生徒さんの保護者の方から、部活動のあり方についてご相談を受けました。

3月議会では中村議員から部活動を選択制にして、外部団体への参加を認められないかとの質問もあり、学校・教育委員会等が連携を密にして検討、協議したいとの回答でした。

部活動については生徒側、教師側、保護者側の意見もあり、今回いろいろな立場の方からお話を伺いましたが、とても複雑であると感じました。

スポーツ庁が平成29年7月に行ったアンケート調査から抜粋しますと、中学校の校長先生が、生徒の部活動への所属方針について、部活動を行う部への所属は生徒の希望であると答えた割合は、6割強でした。

運動部の主担当顧問教員は部活動を希望する生徒が部活動に所属すべきであるという質問に対しては同じく6割強でした。部活動は教育の一環であり、生徒全員が部活動に所属すべきと答えた先生は、1割強でした。

保護者については部活動が生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであるということについて、知らなかったと答えた割合は2割強でした。

現在、公立中学校で全員部活を行っている学校は全体の約3分の1で、3分の2は希望制です。古川中学校、神岡中学校ともに全員部活です。ただ部活動以外のクラブチームや習い事をしている子ども達もおり、部活動以外の活動も部活動にかわる活動として認めていくべきという議論は常にあるようです。

部活の時間は、16時15分頃から18時までなのに対して、クラブチームの練習が19時頃からだったり、時間が合わず、部活に入らない場合は16時15分から19時までの時間をどう過ごすかという問題もあるようです。また習い事は平日毎日あるわけではありません。

部活動が強制でなくなった場合、放課後の時間の使い方として、家に帰るのか、市立の図書館に行って勉強するのか等工夫する必要もあるようです。

スクールバスについては、18時15分に学校を出るため、スクールバスを活用している子どもは、時間の調整のため、部活動に入部しなければならないという問題もあります。

そこで、飛騨市内の中学校の保護者向け、教員向けにこの部活動の問題についてアンケ

ートを実施してはどうかと提案させていただきます。

私が中学生の時の部活動は非常に思い出深く、ぜひ経験してほしいと思いますが、私の中学生の頃からは時代も変わり、生徒の人数もとても減っており、状況も変わっております。部活動以外にクラブチームに入ったり、習い事をしたりと全員何かしらの活動はしてほしいですが、部活に強制で入部しなくてもいいのではないかと私は思います。

市内の中学校でアンケートを実施し、その結果を検証してそれぞれの学校で対策等検討していただく事が必要だと思いますし、アンケート作成の時にはぜひとも私にもお声掛けいただきたいです。いかがでしょうか。

部活動に入部していないと内申書にひびくのではないかとという親御さんもみえと聞きました。私が伺った何人かの先生方は、部活動に入っておらずとも、学校外での活動で、クラブチームの事、ボランティア活動の事、例えば書道教室に通っていて賞をとった事など、そういったことも内申書に記載しますとお答えいただきました。

2つ目に、部活動の社会人コーチ、部活動指導員について質問します。運動部活動について、顧問のうち、保健体育以外の教員で担当している部活動の競技経験がない方は約46パーセントだそうです。専門性のない教員の方が指導することによって事故が起こったこともあります。そして中学校の部活での教員の過重労働は問題となっております。

現在、部活動をサポートする社会人コーチは、古中・神中でそれぞれ十数名いらっしゃいます。社会人コーチの皆様はたいへん活躍されているのですが、平日の部活動の時間が16時30分から18時15分ですので、実際、仕事のある方にとっては平日指導するには厳しく、土日がメインになるそうです。

そして社会人コーチの方々はいくまで部活動のサポートの位置付けです。ですので、活動中の事故等に対する責任は顧問の先生にあり、大会等の引率はできません。

そこで昨年、部活動指導員が制度化されました。部活動指導員は、部活動の技術指導や大会への引率等を行う事ができます。

今年度、県内では9つの市と町で、約50人が選任されました。残念ながら飛騨市では一人もおられません。一人でも外部指導員の方がいらっしゃれば、教員の方の負担軽減にもつながり現在問題とされている働き方改革につながります。飛騨市でも部活動指導員を選任していただけないでしょうか。教員のOBの方々等に働きかけできないでしょうか。

3つ目に、2学期制についてですが、こちらの質問は中嶋議員、中村議員からもありましたが、通告書どおり質問をさせていただきます。古川中学校、神岡中学校では来年からでも2学期制にするべきではないかと私は思います。さまざまな議論もあると思いますしメリット・デメリットはあるかもしれません。

私が2学期制にするべきだと思う理由は、現在の学校の6月から7月、この期間は評価問題の作成、実施、処理、通知表の作成、学期の反省、夏季休業中の生活指導が集中し、教員の方々にとっては非常に忙しい時期になります。帰宅時間も特に遅くなるのがこの時期とも伺っております。さらに加えてこの時期は中体連の試合前で部活の練習にも熱

が入る時期でもあります。

また12月も7月と同じように、中学3年生にとっては進路決定の大事な時期で、2学期制になれば、この時期の先生の事務処理が少なくなり、進路相談や進路指導にも専念できるようになります。

大きく変わる事といえば、通知表が3回から2回に減ることですが、学校が週5日制になって3学期の授業は実質50日ほどになりました。美術や技術といった教科は5時間～6時間しかありませんし、実際行事等が入ってくると3～4時間といった場合もあります。この少ない時間で評価しなければなりません。こういった理由で古川中学校・神岡中学校では、2学期制にするべきだと思いました。この件に関しても、保護者向け、教員向けにアンケートをとるなどして、進めていってはいかがでしょうか。

この3点について質問いたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

中学校について、3点ご質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

まず1つ目の部活動についての保護者向け教員向けアンケートの実施についてでございます。

飛騨市内の中学校の保護者と教員に対して、部活動の問題についてのアンケート調査を実施してはとのご提案をいただきました。

部活動のあり方は、学校教育においてたいへん大きなテーマでございます。当事者の声を聞くためのアンケートは有益であると考えていますので、実施に向けて取り組む方向で考えております。

質問内容につきましては、ご指摘いただきました、全員の部活動加入の賛否や学校外のスポーツ活動、文化活動に意欲をもって積極的に取り組んでいる生徒への対応等を項目とし、学校の意見も含めまして、アンケートを作成・実施のうえ、課題の集約・問題解決の方策を検討してまいります。

なお、アンケートの作成につきましては、議員も参加されたいとのご意向でございますが、ひとまずは学校教育課と学校にお任せいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2点目でございます。部活動指導員の選任についてですが、教育委員会といたしましては、国の事業であります「部活動指導員配置促進事業」を活用し、市内中学校への部活動指導員の配置を前向きに考えております。

まず、「部活動指導員配置促進事業」について、概要を説明させていただきます。

この事業は、適切な練習時間や休養日の設定など部活動の適正化を進めている市町村を対象に、部活動指導員の支援を行うとともに、部活動の質的な向上を図ることを目的と

しています。また、教員の働き方改革の面から、教員にとっては、部活動指導にかかる時間を軽減し、教材研究や生徒との面談等の時間が確保できることや、経験のない競技などの指導による心理的負担の軽減を図ることが期待できます。

部活動指導員の役割として、学校の部活動顧問不在の場合の単独での技術指導、学校外での大会や練習試合等の引率、部活動の管理・運営、年間・月間指導計画の作成、事故が発生した場合の現場対応等、これまで中学校の教員が顧問として果たしていた役割を担うことになります。したがって、思春期の生徒を指導する部活指導員には、単に技術指導だけでなく、部活の運営に関わるマネジメントや生徒指導、教育相談も行なえる、豊かな人間性が求められます。

飛騨市がこの事業の活用に踏み出すためには、今お話ししました役割を果たすことができる人材の確保が必要でございます。また、市の部活動指針の策定、部活動指導員にかかる規則等の整備、部活動指導員に対する研修会の計画、報償費・費用弁償等の予算措置を進めていく必要がございます。本年度中に、これらを整備し、来年度、部活動指導員の配置をめざして取り組んでまいります。

3点目でございますが、2学期制の積極的推進についてでございます。

議員も申されましたように、これまでの答弁をさせていただきましたが、教員の忙しさについてもご理解をいただいていること、本当にありがたく思います。

そこで、2学期制の導入につきましては、いま各学校で検討を始めているところでございまして、特に古川中学校、神岡中学校では、2学期制の導入に向けた検討が積極的に行われています。引き続き、保護者等の意見も伺いながら、必要な手続き・準備を進めてまいります。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○1番（仲谷丈吾）

非常に3つとも前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。ちょっとアンケート、1つ目のアンケートにはあれでしたが、ぜひどういう声があるか、わからないので、アンケートによってはいまのままのほうがいい場合もあるかもしれませんが、ぜひとも実施していただきたいと思いますし、2つ目の部活動指導員については、これは必ず必要になってくることだと思いますし、早速来年度に向けて取り組んでいただけるということでしたので、ぜひともお願いしたいというふうに思います。

3つ目のことは、同じ質問がいくつもあったのであれですが、ぜひ来年、古川中学校・神岡中学校のほうはそういった手順を踏んで取り組めれば、すごくいいのかなと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

教育関係は本当にいまICT教育とかもはじまりますし、小中学校でiPadが導入されるようなこともありますし、ますます複雑化されると思うんですが、やっぱり将来の飛騨市を担っていく子どもたちがこれから担っていくためにその子どもたちを育てる、とても大切なことだと思いますので、飛騨市の大自然、ICTとかいろいろあるんですけ

れど大自然も生かしたような飛騨市のよさをうまく活用した、ちょっと特色のあるような教育環境をぜひともつくっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上で私の質問を終わります。

◎議長（高原邦子）

これでもって1番、仲谷議員の一般質問を終わります。以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。

〔1番 仲谷丈吾 着席〕

◆委員会付託

◎議長（高原邦子）

ただいま議題となっております議案第92号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから議案第103号市道路線の認定についてまでの12案件につきましては、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり各委員会に付託をいたします。

次に議題となっております議案第104号、平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第1号）から議案第106号、平成30年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）までの3案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり予算特別委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第104号から議案第106号までの3案件につきましては議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

◆日程第18 議案第107号飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて

◎議長（高原邦子）

日程第18、議案第107号飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。はじめに地方自治法第117条の規定により3番、澤議員の退席を求めます。

〔3番 澤史朗 退席〕

◆休憩

◎議長（高原邦子）

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時05分 再開 午後2時05分)

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

本案について説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、議案第107号につきまして、御説明を申し上げます。

下記の者を飛騨市監査委員に選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

提案理由は議員選出の監査委員が議員辞職したことによるものでございます。

選任者について申し上げます。氏名は澤史朗。住所は飛騨市古川町でございます。なお生年月日ほかにつきましてはお配りした議案のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議題となっております議案第107号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

討論なしと認めます。それでは討論を終結し、採決いたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

御異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり同意されました。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

ここで、暫時休憩いたします。

〔3番 澤史朗 入場〕

（ 休憩 午後2時09分 再開 午後2時09分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆休会

◎議長（高原邦子）

ここでお諮りいたします。6月22日から6月28日までの7日間は、常任委員会、予算特別委員会審査等のため、本会議を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって6月22日から6月28日までの7日間は、本会議を休会とすることに決定をいたしました。

◆散会

◎議長（高原邦子）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は、6月29日午前10時を予定しております。本日はこれにて散会いたします。

お疲れ様でした。

（ 散会 午後2時11分 ）

地方自治法第127条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

高原邦子

飛騨市議会議員（14番）

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（1番）

仲谷丈吾